

「屋外広告物適正化モデル地区」の取り組みについて

県では、良好な景観形成と公衆への危害防止の観点から、屋外広告物の表示と設置に関して、屋外広告物法に基づく「山梨県屋外広告物条例」を定めています。

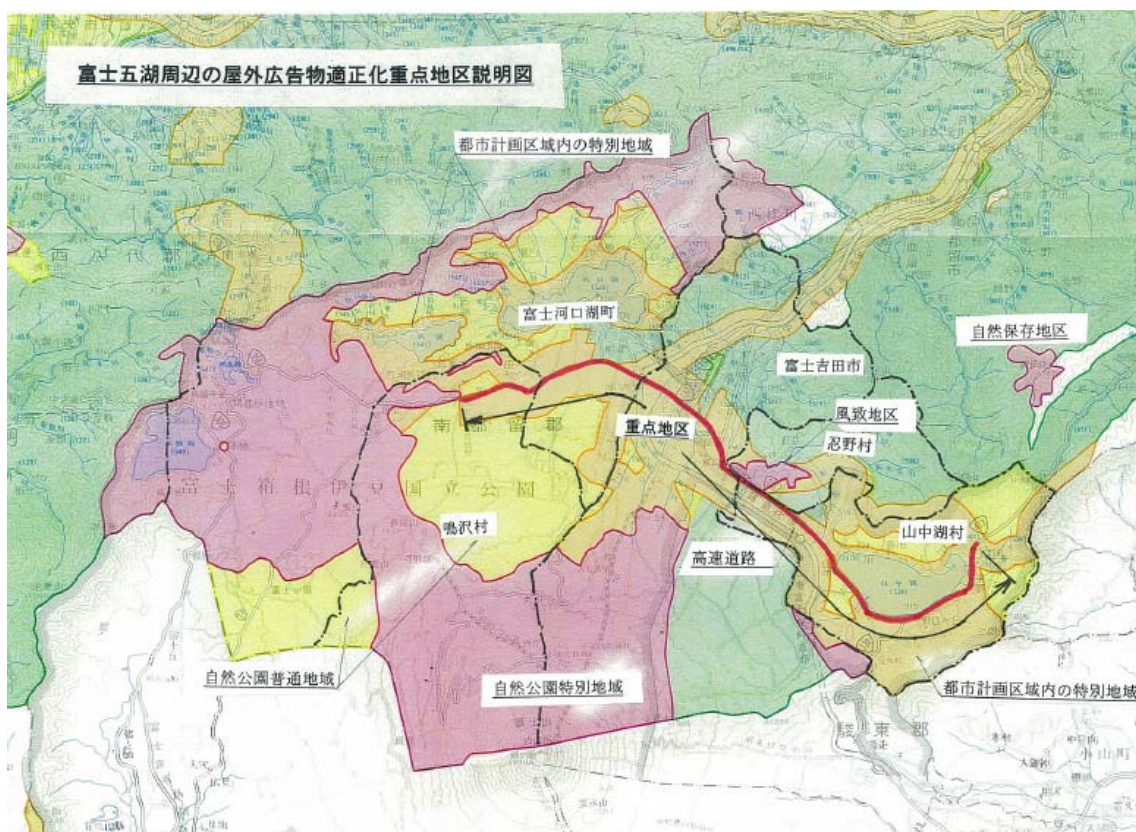
今年度から、違反屋外広告物への取り組みの一環として、富士五湖周辺と八ヶ岳南麓の良好な景観を保全するため、モデル地区を定めて実態調査と是正指導を順次行っています。

指導に応じない事業者（広告主）の設置した違反看板に、必要に応じて違反シール（下図参照）を貼付するなど次のとおり取り組んでいます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

対象区間

【国道 139 号（鳴沢村天神山入口）～国道 138 号（富士吉田市上宿）～

国道 413 号（山中湖村平野石割山ハイクコース入口）】



【県道北杜富士見線】



内 容 上記区間の違反屋外広告物の実態調査と是正指導を順次行い、必要に応じて違反看板に違反シールを貼付するなどの指導を行い、違反屋外広告物の適正化を推進します。

違反シール



問い合わせ 県建築指導課 ☎055-223-1720 FAX055-223-1707

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenchiku/index.html>